

交通安全資料

川口市立戸塚中学校

交通安全担当

はじめに

この資料は、戸塚中学校に通学する全ての生徒が安全な交通の方法を理解していただくために作りました。

編集にあたっては、国家公安委員会がつくった「交通の方法に関する教則」からの抜粋と警視庁交通安全教育センターの自転車の定義や安全な乗り方を使用させていただいています。ここには、道路交通法などの法令で決められた交通方法や、そのほか安全のために守っていただきたいことがらなどを説明してあります。

戸塚中学校の生徒として、それぞれ責任を自覚して交通事故のない住みやすい社会をつくるために、ここで述べられている事柄をよく理解して、守っていただくとともに、自転車乗車許可試験の時だけでなく、折にふれて活用してください。

交通の方法に関する教則（平成 30 年 12 月 14 日現在）

第 1 節 自転車の正しい乗り方

第 2 節 安全な通行

参考資料

第 1 章 歩行者と運転者に共通の心得

第 1 節 基本的な心構え

第 2 節 信号、標識・標示に従うこと

第 3 節 警察官などの指示に従うこと

第 4 節 道路ではいけないことなど

第 2 章 歩行者の心得

第 1 節 歩行者と同じ交通規則となる人

第 2 節 歩行者の通るところ

第 3 節 横断の仕方

第 4 節 踏切の通り方

第 5 節 夜間歩くとき

第 6 節 雨の日などに歩くとき

第 7 節 車に乗るときなど

第 8 節 身体の不自由な人の安全

第 9 節 子供の安全

第 10 節 高齢者の安全

第 3 章 戸塚中生としての心得

自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

第 1 節 自転車の正しい乗り方

1 自転車に乗るに当たつての心得

- ①酒を飲んだときや疲れが激しいときは、乗つてはいけません。
- ②ブレーキが故障している自転車には乗つてはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗つてはいけません。なお、反射器材は努めて JIS マークの付いたものを使いましょう。
- ③サドルにまたがったときに、足先が地面に着かないような、体に合わない自転車には乗らないようにしましょう。
- ④交通量の少ない場所でも二人乗りは危険ですからやめましょう。ただし、幼児用の座席に幼児を乗せているときは別です。
- ⑤かさを差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら自転車に乗るのも危険です。
- ⑥げたやハイヒールを履いて乗らないようにしましょう。
- ⑦自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定になつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして、危険な場合があります。
- ⑧子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。
- ⑨自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。
- ⑩自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてT Sマーク、J I Sマーク、B A Aマーク、S Gマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

- ①サドルは固定されているか。また、またがつたとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- ②サドルにまたがつてハンドルを握つたとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。
- ③ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- ④ペダルが曲がつているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- ⑤チェーンは、緩み過ぎていないか。
- ⑥ブレーキは、前・後輪ともよく効くか（時速10キロメートルのとき、ブレーキを掛けてから3メートル以内で止まれるか。）。
- ⑦警音器は、よく鳴るか。
- ⑧前照灯は、明るい（10メートル前方がよく見えるか。）。
- ⑨方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- ⑩尾灯や反射器材（後部反射器材と側面反射器材）は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- ⑪タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- ⑫自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

3 普通自転車の確認

車体の大きさと構造が、次の要件に合つた自転車で、他の車両をけん引していない自転車を普通自転車といいます。T Sマークの付いた自転車は、これらの要件を満たしています。なお、使用する自転車がT Sマークの付いていない自転車であるときには、普通自転車であるか否かを自転車安全整備店で確認してもらいましょう。

- ①二輪又は三輪の自転車であること。
- ②長さは190センチメートル、幅は60センチメートルをそれぞれ超えないこと。
- ③側車を付けていないこと（補助車輪は、側車には含まれません。）。
- ④乗車装置（幼児用座席を除きます。）は、一つであること。
- ⑤ブレーキは、走行中容易に操作できる位置にあること。
- ⑥鋭い突出部のないこと。

4 自転車の正しい乗り方

- ①自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確かめてから発進しましょう。
- ②右折、左折する場合は、できるだけ早めに合図をしましょう。
- ③サドルにまたがって、両手でハンドルを握つたときに、上半身が少し前に傾き、ひじが軽く曲がるようにするのが疲れない姿勢です。
- ④両手でハンドルを確実に握って運転しましょう。合図をする場合のほかは、片手運転をしてはいけません。
- ⑤停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図（右腕を斜め下にのばすこと。）を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

第2節 安全な通行

1 自転車の通るところ

- ①自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。
- ②自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央(中央線があるときは、その中央線)から左の部分、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。
- ③自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示のあるところは通れません。
- ④普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分(歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分)を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通つてはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。
 - ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識や標示があるとき。
 - イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
 - ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。
- ⑤道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

2 走行上の注意

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

- ①自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出し過ぎると周囲の状況の確認や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

- ②車や路面電車のすぐ後ろに続いたり、また、それにつかまつて走つたりしてはいけません。
- ③横断や転回をしようとする場合に、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合には、右左の見通しのきくところを選んで車の途切れたときに渡りましょう。また、道路を斜めに横断しないようにしましょう。
- ④交差点や踏切の手前などで、停止している車やゆつくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫つて前へ出たりしてはいけません。
- ⑤ほかの自転車と並んで走つたり、ジグザグ運転をしたり、競走したりしてはいけません。
- ⑥踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押し渡るようにしましょう。
- ⑦路側帯を通るときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。
- ⑧歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。
この場合、次の方法により通行しなければなりません。
ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によつて指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。
イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。
- ⑨歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。特に、ひんぱんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとしないようにしなければなりません。
- ⑩歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。
- ⑪携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になつたり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。
- ⑫警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。
- ⑬夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まつて対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。
- ⑭走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、自転車を押して歩きましょう。
- ⑮路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、自転車を押して通りましょう。

3 交差点の通り方

①信号が青になつてから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

②信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点（環状交差点（車の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、「環状の交差点における右回り通行」の標識によつて車はその部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいいます。）を除きます。）に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

ウ 環状交差点に入るときは、環状交差点内を通行している車などの方が優先ですから、安全を十分確かめ、十分速度を落として通りましょう。

③交差点（環状交差点を除きます。）での右左折は、次の方法でしなければなりません。

ア 左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から 30 メートルの地点に達したときに左折の合図（右腕の肘を垂直に上に曲げるか左側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に沿つて十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまつすぐに進み、その地点で止まつて右に向きを変え、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であつても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によつて右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

(イ) 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から 30 メートルの地点に達したときに右折の合図（手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄つて交差点の向こう側までまつすぐに進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

④環状交差点で左折、右折、直進、転回するときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿つて十分速度を落として通行しなければなりません。環状交差点を出るときは、後方の安全を確かめ、環状交差点に入った直後の出口を出る場合はその環状交差点に入ったときに、それ以外の場合は 出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したときに合図（右腕の肘を垂直に上に曲げるか左側の方

向 指示器を操作すること。)を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して進まなければなりません。

また、左折、右折、直進、転回の場合、矢印などの標示で通行方法を指定されているときは、それに従わなければなりません。

- ⑤交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。
- ⑥普通自転車は、交差点やその手前に交差点への進入を禁止する標示があるときは、その交差点へ進入することはできません。この場合は、その左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯によつて交差点を渡りましよう。

4 歩行者などに対する注意

- ①歩道を通るときは、すぐ停止できるような速度で徐行（白線と自転車の標示によつて指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、すぐ徐行に移ることができるような速度で進行）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げそうになるときは一時停止しなければなりません。
- ②路側帯や自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では、十分速度を落とさなければなりません。
- ③停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。
- ④車道を通行する自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかの場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。
- ⑤子供が独り歩きしているとき、身体の不自由な人が歩いているとき、つえを持つて歩いたり、歩行補助車を使つていたり、その通行に支障のある高齢者が歩いているときは、危険のないように一時停止するか十分速度を落とさなければなりません。
- ⑥自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

参考資料

第1章 歩行者と運転者に共通の心得

車は、私たちの生活から切り離せない身近な文明の利器になつています。しかし、その反面、使い方を誤ると悲惨な交通事故を起こす凶器になつたり、騒音、振動などにより沿道住民に大きな被害を及ぼす原因になつたりします。また、自分勝手な通行の仕方がもとで争いが生じ、人間関係を険悪化させる場面も日常よく見受けられます。

くるま社会においては、歩行者も運転者もそれぞれの責任を自覚して、周りの人に迷惑を掛けず、安全、快適に通行することができるような交通環境をつくりあげるよう努めなければなりません。そのためには、あらかじめ、車と交通について正しい知識を持ち、正しい交通の方法を身に付けておくとともに、実際の交通の場においても、自分本位でなく相手に対する思いやりの気持ちを持つて、判断し、行動することが必要です。

この教則は、歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なくるま社会を築いていくための手引きとして作られたものです。繰り返し読んで、正しい交通の方法を理解し、身に付けるとともに、友人や家族、特に子供たちにも折に触れて教えてあげるようにして下さい。

第1節 基本的な心構え

1 交通規則を守ること

道路は、多数の人や車が通行するところです。運転者や歩行者が一人でも自分勝手に通行すると、交通が混乱したり、交通事故が起きたりします。また、自分だけはよくても、ほかの人に迷惑を掛けたりすることがあります。

交通規則は、このようなことから、みんなが道路を安全、円滑に通行する上で守るべき共通の約束事として決められているものです。言い換えれば、交通規則を守ることは、社会人としての基本的な責務なのです。

交通規則の内容は、この教則で述べられていますが、具体的には、信号機や標識などによつて個々に示されていますので、それらの意味をよく理解し、決められた交通規則をお互いに守るようにしましょう。

2 道路を通行するときの心構え

道路を通行するときは、決められた交通規則を守ることはもちろん、それ以外にも、道路や交通の状況に応じて、個々に細かい配慮をしなければなりません。ほかの人々が安全に通行できるように配慮することは、運転者や歩行者としての社会的責任でもあります。道路を通行するときには、次のような心構えを忘れないようにしましょう。

- (1) 周りの歩行者や車の動きに注意し、相手の立場について思いやりの気持ちを持って通行すること。
- (2) 自分の通行の利便だけを考えるのではなく、沿道で生活している人々に対して、不愉快な騒音などの迷惑を掛けないように配慮すること。
- (3) 万一の場合に備えて、自動車保険に加入したり、応急救護処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいいます。）に必要な知識を身に付けたり、救急用具を車に備え付けたりするなど平素から十分な用意をしておくこと。
- (4) 交通事故や、故障で困っている人を見たら、連絡や救護に当たるなど、お互いに協力しあうこと。
- (5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。
- (6) 道路に物を投げ捨てたり、勝手に物を置いたり、その他周りの人の通行の妨害や迷惑になるようなことをしないこと。

第2節 信号、標識・標示に従うこと

1 信号の意味

- (1) 信号機の信号に従って通行しなければなりません。信号機の信号の種類とその意味は、付表1(1)、(2)のとおりです。
- (2) 信号機の信号は、前方の信号を見るようにしましょう。横の信号が赤であつても、前方の信号が青であるとは限りません。例えば、全方向が一時的に赤になる信号や、時差式信号機のように特定方向の信号が赤に変わる時間をずらせているものもあります。
- (3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車（第3章第1節3の普通自転車をいいます。）に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板のある信号機の信号は、その示されている車を対象としています。このように車や歩行者に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。
- (4) 道路の左端や信号機に、白地に青の左向きの矢印の標示板のあるときは、車は、前方の信号が赤や黄であつても、歩行者など周りの交通に注意しながら左折できます。この場合、信号機の信号に従って横断している歩行者や自転車の通行を妨げてはいけません。

2 標識の意味

- (1) 標識とは、交通規制などを示す標示板のことをいい、本標識と補助標識があります。本標識には、規制標識、指示標識、警戒標識、案内標識の4種類があります。
- (2) 規制標識は、特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するよう指定したりするものです。例えば、自動車の通行を禁止する標識、最高速度を指定する標識などがあります。
- (3) 指示標識は、特定の交通方法ができることや道路交通上決められた場所などを指示するものです。例えば、駐車することができることを示す標識、横断歩道や安全地帯の場所を示す標識などがあります。
- (4) 警戒標識は、道路上の危険や注意すべき状況などを前もって道路利用者に知らせ注意を促すものです。例えば、前方に踏切があることを示す標識、道路工事中であることを示す標識などがあります。
- (5) 案内標識は、地点の名称、方面、距離などを示して、通行の便宜を図ろうとするものです。

- (6) 規制標識など本標識の意味を補足するものとして補助標識が用いられることがあります。補助標識は、普通、本標識の下に取り付けられており、規制の理由を示したり、規制が適用される時間、曜日、自動車の種類などを特定しています。なお、車の種類を特定する場合には、な略称を用いることがあります。

3 標示の意味

- (1) 標示とは、ペイントや道路び.よ.う.などによつて路面に示された線、記号や文字のことをいい、規制標示と指示標示の2種類があります。標示の種類とその意味は付表3(2)のとおりです。
- (2) 規制標示とは、特定の交通方法を禁止又は指定するもので、例えば、駐車を禁止する標示(付表3(2)5)やバスの専用通行帯を指示する標示(付表3(2)15)などがあります。指示標示とは特定の交通方法ができることや道路交通上決められた場所などを指示するもので、斜め横断ができることを示す標示(付表3(2)26)や車両の停止位置を示す標示(付表3(2)29、30)などがあります。

第3節 警察官などの指示に従うこと

- 1 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理を行つている場合は、この手信号や信号に従わなければなりません。この場合、手信号や灯火による信号が信号機の信号と違つていても、その警察官や交通巡視員の信号の方が優先します。
- 2 警察官や交通巡視員が通行の方法などについて必要な指示をすることがありますが、その場合は、警察官や交通巡視員の指示に従つて行動しなければなりません。警察官が行う指示が標識・標示によつて示された交通の規制と違つていても、指示の方が優先します。

第4節 道路ではいけないことなど

- 1 道路上で次のような危険なことをしてはいけません。
 - (1) 酒に酔つてふらついたり、立ち話をしたり、座つたり、寝そべつたりなどして交通の妨げとなること。
 - (2) 交通量の多いところでキャッチボールやローラースケートなどをすること。
 - (3) 道路に向けて物を投げたり、発射したりすること。
 - (4) 道路を壊したり、汚水、ごみ、くぎ、ガラス片などをまいたり、捨てたりすること。
 - (5) 車からたばこの吸い殻、紙くず、空きかんなどを投げ捨てたり、体や物を外に出したりすること。
 - (6) 走つている車や路面電車に外からつかまること。
 - (7) 運転者の目をくらませるような光を道路に向けること。
 - (8) 凍り付くおそれのあるときに水をまくこと。
- 2 道路上に商品などを陳列したり、土砂、材木など交通の妨げになる物を置いたりしてはいけません。
- 3 信号や標識・標示がよく見えないと非常に危険です。信号機の近くに信号と似た色のネオンサインを設けたり、標識の近くに広告看板を設けたり、また、信号機や標識・標示を勝手に操作したり、移したり、壊したりしてはいけません。
- 4 免許を持たない人や酒気を帯びた人に運転を頼んだりしてはいけません。また、運転者に先を急がせたり、運転の邪魔になる行為をしないようにしましょう。
- 5 これから車を運転しようとする人に酒を出したり、勧めたりしてはいけません。
- 6 運転者に、過積載（積載物の重量の制限を超えて物を積むことをいいます。）をして車を運転することを求めたり、過積載となるような物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません。

第2章 歩行者の心得

歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。

第1節 歩行者と同じ交通規則となる人

次の人の交通規則は、歩行者と同じです。

1 身体障害者用の車椅子を通行させている人

原動機を用いる車椅子が身体障害者用の車椅子とされるための基準は、次のとおりです。
T S マークの付いた車椅子は、これらの基準を満たしています。

- (1) 原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さはヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。
- (2) 原動機として、電動機を用いること。
- (3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- (4) 鋭い突出部のないこと。
- (5) 自動車や原動機付自転車と紛らわしくない外観であること。

2 歩行補助車やショッピング・カートを通行させている人

原動機を用いる歩行補助車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。 T S マークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

- (1) 長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。
- (2) 原動機として、電動機を用いること。
- (3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- (4) 鋭い突出部のないこと。
- (5) 通行させている人が車から離れた場合には、原動機が停止すること。

3 乳母車、三輪車などの小児用の車を通行させている人

4 大型自動二輪車、普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車や自転車を押して歩いている人

第2節 歩行者の通るところ

- 1 歩道や幅の十分な路側帯（注2）がある道路では、道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。
- 2 歩道に白線と自転車の標示（付表3(2)22）がある場合は、それによつて指定された部分をできるだけ避けて通らしましょう。また、道路工事などで歩道や幅の十分な路側帯を通行できない場合を除き、自転車道に入つてはいけません。
- 3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになつてかえつて危険な場合などは左端を通ることができます。
- 4 歩行者用道路（注3）では、歩行者は道路の中央部を通ることができますが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。
- 5 標識によつて歩行者の通行が禁止されている道路や高速自動車国道や自動車専用道路に入つてはいけません。

第3節 横断の仕方

1 横断の場所

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識（付表3(1)42）のあるところでは、横断をしてはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。

2 信号機のある場所で横断しようとするとき

- (1) 信号が青になつてから横断しましょう。歩行者用の信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。
- (2) 信号が青になつても、右左の車や路面電車が止まつたのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。
- (3) 歩行者用の信号の青の点滅は、黄信号と同じ意味です。青の点滅になつたら横断を始めてはいけません。
- (4) 押ボタン式の歩行者用信号機のあるところでは、ボタンを押して青信号に変わるのを待ちましょう。
- (5) 道路を斜めに横断してはいけません。しかし、交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところ（スクランブル交差点）では、歩行者用の信号に従つて斜め横断もできます。

3 信号機のない場所で横断しようとするとき

- (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
- (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。特に、左方向から進行してくる車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいて来ますので、注意しましょう。
- (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
- (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
- (5) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気を付けましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

第4節 踏切の通り方

- 1 踏切の手前では、必ず立ち止まって、右左の安全を確かめましょう。一方からの列車が通り過ぎて、すぐ反対方向から別の列車が来ることがありますから注意しましょう。
- 2 警報機が鳴っているときや、遮断機が降り始めてからは、踏切に入つてはいけません。腕木が半分になつている半遮断式の遮断機の間を縫つて渡ることもいけません。
- 3 警報機が鳴っていないときや、遮断機が降りていないときでも、機械が故障している場合がありますから、必ず安全を確かめてから渡るようにしましょう。

第5節 夜間歩くとき

- 1 夜間は、歩行者から自動車のライトが見えても、運転者から歩行者がよく見えないことがあります。特に雨などでアスファルトの路面がぬれているときは、歩行者が見えにくくなりますから注意しましょう。
- 2 夜になると、運転者も疲れてきて、注意力や視力が低下したり、居眠り運転などの危険な運転が多くなつたりします。また、歩行者も自動車のスピードやその遠近がよく分からなくなります。横断するときや自動車と擦れ違う場合は、昼間に比べて一層注意しましょう。
- 3 夜間は、道路の中央付近にいる歩行者は、両方から来る自動車のライトで運転者から瞬間的に見えなくなることがあるので、道路の中央付近で立ち止まることのないよう横断する前に十分気を付けましょう。
- 4 信号機のない場所で横断するときは、運転者から横断していることがよく分かるよう、道路照明のあるところなどできるだけ明るい場所を選びましょう。
- 5 夜間歩くときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服、カバン、つえなどに反射材を付けたりするようにしましょう。

第6節 雨の日などに歩くとき

- 1 雨の日などは、視界が悪くなりますから、レインコートなどの服装は、運転者から見やすいように、明るい目立つ色のものにしましょう。また、前が見えにくくなるような傘の差し方は、危険ですからやめましょう。
- 2 雨の日などは、路面が滑るために、自動車の停止距離が長くなつたり、歩行者も転びやすくなつたりして危険ですから、無理な横断や飛び出しをしないように注意しましょう。

第7節 車に乗るときなど

- 1 車や路面電車が動いているときに、飛び乗ったり、飛び降りたりしてはいけません。
- 2 自動車に乗り降りするときは、前後の安全を確かめてからドアを開け、左側から乗り降りしましょう。
- 3 車や路面電車から降りた後、道路の反対側に渡ろうとするときは、そのすぐ前や、すぐ後ろを横切つてはいけません。

第8節 身体の不自由な人の安全

- 1 目の見えない人や目の不自由な人は、白か黄のつえを持つか、又は盲導犬を連れて歩かなければなりません。身体が不自由で歩行が困難な人も白か黄のつえを持つか、盲導犬を連れて歩くことができますが、その他の人は紛らわしいのでそのような行為をしてはいけません。
- 2 身体障害者用の車いすとは、身体が不自由で歩行が困難な人が移動するための車いすのことですから、その他の人は道路では使わないようにしましょう。
- 3 目の見えない人や身体の不自由な人が道路を安全に通行することができるように、点字ブロックの上に物を置かないようにしたり、障害物を取り除いたりしておきましょう。

また、目の見えない人や身体の不自由な人が道路を通行している場合は、そばにいる人は、道路を空けたり、交差点や踏切など危険な場所で困っているのを見たときは、手を貸したり、合図をしたりして安全に通行することができるようにしてあげたりしましょう。

第9節 子供の安全

- 1 子供の交通事故のほとんどは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出したときに起こっています。
父母などの保護者は、子供特に幼児に、右左をよく見て安全を確かめてから横断を始め、横断中も車に気を付けるという正しい横断の仕方を身に付けさせるように繰り返し教えましょう。そのためには、保護者自ら交通規則を守り、手本を示すようにしましょう。
- 2 保護者は、交通量の多い道路や踏切の付近で子供を遊ばせたり、幼児を独り歩きさせたりしてはいけません。子供がこれらの場所で遊んでいるときは、その場に居合わせた人は、声を掛けてすぐにやめさせるようにしましょう。
- 3 子供を連れて道路を歩くときは、保護者が車の通る側を歩きましょう。
- 4 幼児は、興味のあるものや知っている人を見掛けると、いきなり道路に飛び出すことがありますから、しつかり手をつなぎ幼児から目を離さないようにしましょう。
- 5 保護者が買い物や立ち話に夢中になっているときなどが大変危険です。また、幼児が道路の向こう側にいるときは呼び掛けられないなどの細かい心遣いが必要です。
- 6 車や路面電車などに乗るときは、子供を先に乗せ、降りるときは、保護者が先に降りるようしましょう。また、車から子供だけを降ろすときは、子供が道路を横断しなくてもすむような位置に止めるようにしましょう。
- 7 子供が遊びに出るときは、保護者に行き先を告げる習慣をつけさせましょう。あまり遠くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように保護者がよく注意しましょう。
- 8 子供の服や履物は、できるだけ活動しやすいものにし、また、なるべく明るい目立つ色のものにしましょう。
- 9 子供が幼稚園や学校に行くときは早めに送り出し、また、忘れ物をさせないように気を付けましょう。時間ぎりぎりに家を出て先を急いだり、忘れ物をしてあわてて戻ったりするときに事故を起こしがちです。
- 10 子供が道路や踏切などを横断しようとしているときは、そばにいる人は、安全に横断できるようにしてあげましょう。

第10節 高齢者の安全

- 1 高齢者は、加齢に伴う身体の機能の変化により、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなり、道路の横断に時間がかかるようになります。つえを持つて歩いたり、歩行補助車を使っていたり、その通行に支障のある高齢者が、道路を横断している場合や横断しようとしている場合には、そばにいる人は、手を貸したり、合図をしたりして安全に横断できるようにしてあげましょう。
- 2 高齢者の歩行中の交通事故の多くは、夜間に起こっています。家族などは、高齢者に対して、夜間歩くときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服、カバン、つえなどに反射材を付けたりするように助言しましょう。

第3章 戸塚中学校生としての心得

戸塚中生は、この章に書かれている事柄を守りましょう。

- 1 戸塚陸橋交差点～自宅はそれぞれの道が良いが、できるだけ最短でけやき通りへ行きましょう。(信号が多く、安全性が比較的高いため。)学校～戸塚陸橋交差点はけやき通りの自転車専用道路を使用しましょう。
- 2 通学時、けやき通りから学校へ向かう道は①足をついて一時停止をする、②オレンジ色のマンホールを外回りに通って一時停止をする、を徹底しましょう。
- 3 下校時、学校からけやき通りへ向かう道は一時停止をしっかりとしましょう。
- 4 下校時、けやき通りでは、信号3つ目までで西側(学校から遠い側)に横断して、自転車専用道路を走行しましょう。
- 5 一時停止とは、①完全に止まって、②片足をつき、③周囲の安全を確認することを指します。
- 6 自転車走行時は、熱中症予防等の観点から、マスクを外しても構いません。
- 7 前の人や自転車を追い越すことは構いませんが、その際は一言「すみません」や「通ります」などと声をかけ、接触しないように十分注意しましょう。
- 8 茶バックは前かごに入れることはせず、リュック型で背負うか、荷台に結び付けるか、後ろのかごに入れるようにしましょう。
- 9 徒歩通学者と一緒に登校・下校する場合は、自転車は押しましょう。途中で別れる等で再度乗車する場合は、所定の通学路まで押していき、所定の道を走行しましょう。
- 10 校舎内は自転車には乗らず、押して移動しましょう。
- 11 自分のクラスの駐輪場が満車で停められないときは、他のクラスのエリアに停めましょう。(1階は??、2階は??に停めましょう)
- 12 ヘルメットは、あご紐も締めましょう。
- 13 自転車の鍵は、毎日閉めましょう。
- 14 ヘルメットや、雨天時に使用するカッパは、保管場所の指定は特にありません。自分で管理をしましょう。
- 15 自転車を買替える等、新しいものを使用したい場合は、①担任に自転車変更の旨を伝え、②ステッカー代(100円)を持参の上、新しい自転車を押して登校し、③自転車安全点検をしてもらい、④新しいステッカーを貼る、という手順を踏みましょう。
- 16 万が一、事故に遭ったときは、①相手の方に必ず警察に連絡してもらい、②警察官に、正直にきちんと話をし、③警察官に保護者と連絡を取ってもらい、④学校に連絡する(後日でも可)ようにしましょう。
- 17 地域の方の理解のもと、自転車通学をさせていただいています。みんなが気持ちよく生活できるように気を配りながら走行しましょう。
- 18 自転車のマナー違反、ルール違反が多ければ、学校全体で自転車通学を禁止にしなければいけなくなります。ルール・マナーを守って、安全に走行しましょう。